

NWEC 男女共同参画統計ニュースレター

No.14 2014年2月26日

目 次

1 韓国のジェンダー統計関連制度及び作成の現況（その1）	5 国連統計部『女性に対する暴力に関する統計生産のガイドライン：統計調査』を発表
2 地方公共団体の男女共同参画統計活動（市区編）⑬豊田市	6 2014年（45会期）国連統計委員会への「ジェンダー統計」報告
3 地方公共団体の男女共同参画統計活動（都道府県編）⑭熊本県	7 男女共同参画統計関係行事日程表
4 『2013年版世界ジェンダー格差報告書』	

1 韓国のジェンダー統計関連制度及び作成の現況（その1）

文 有炅（韓国女性開発研究院上席研究員）

【編集委員会注：韓国女性政策研究院（KWDI：Korean Women's Development Institute）、文有炅(Moon, Youkyoung)さんからの寄稿を、今号と次号の2回に分けて掲載する。ハンゲルの原文を日本側で訳した。】

1. はじめに

統計は政策の樹立と執行、評価を行う際の強力な客観的な道具である。ジェンダー統計は、1975年にメキシコシティで開催された第1回世界女性会議において、女性政策の発展のための道具としてその重要性が言及されて以来、拡大、発展し続けてきた。韓国は過去30～40年間に女性政策を飛躍的に発展させた。ジェンダー統計は、このような女性政策の拡大に基づき、UNウィメンが提示する国際的基準及び推奨事項を積極的に受け入れることによって、大きく発展した。本文においては、韓国のジェンダー統計の関連法と政策及びジェンダー統計を紹介した後、政策的に示唆するところを論じることとしたい。

2. ジェンダー統計の関連法と制度

2.1 女性発展基本法

韓国の女性発展基本法は、女性政策を実施する最も基本的な法制である。1995年に制定された女性発展基本法はジェンダー統計について言及した最初の法律であり、ジェンダー統計政策の出発点となった。1995年の制定以後何度か改正され、現在の女性発展基本法第13条3項は「国家と地方自治団体が人的統計を作成する場合には、性別を主要分析単位に含めなければならない」と明示しており、ジェンダー統計の作成を義務化している。

表1 女性発展基本法中のジェンダー統計関連部分

第13条（女性関連問題の調査等）①女性家族省長官は、効率的な女性政策を樹立するために必要な場合には、女性に関連した問題についての基礎調査と世論調査を実施しなければならない。（2010年1月18日改正）
②女性家族省長官は情報体系を構築し、女性関連情報を提供するために努力しなければならない。（2010年1月18日改正）
③国家と地方自治団体が人的統計を作成する場合には、性別を主要区分にしなければならない。[2008年6月13日全文改正]

2.2 女性政策基本計画

ジェンダー統計は、女性発展基本法に明示されたことによって、女性政策部署が実施する主要政策の一つに採択された。「第1次女性政策基本計画（1998～2002年）」は、「主婦の家事労働の価値の評価及び制度的反映（課題番号1-4-2）」と「ジェンダー的観点における統計資料の開発（課題番号1-6）」を主要課題に設定し、関連事業を実施した。「第2次女性政策基本計画（2003～2007年）」は「ジェンダー統計の作成及び普及（1-2-2）」を明示し、主要事業としては「ジェンダー統計作成専門部署の指定（設置）」、「必須なジェンダー統計指標の作成の活性化」、「性別項目の新設等各種報告統計の報告様式の改善」等があり、より具体的な内容を含んでいる。

現在の第4次女性政策基本計画（2013～2017年）に含まれているジェンダー統計計画は次のとおりである。まず、従来の計画とは異なり、担当省庁として女性家族省とともに統計庁が明示され、統計庁の積極的な取り組みが求められている。また、各省庁とともに市・道をふくむジェンダー統計の作成・点検の体系の構築を指示しており、ジェンダー統計作成を担当する省庁を大きく広げている。次に、統計刊行物の発行及びウェブサービスの提供を明示している。特に中央省庁は該当政策分野の性別の現況と両性の平等の到達水準についての情報を提供することとなっており、従来のジェンダー統計の作成という一次的な政策からより多様な政策に拡大された。

表2 第4次女性政策基本計画中のジェンダー統計作成関連内容

7-1 ジェンダー統計作成の拡大及び体系的管理 ○ [新規] ジェンダー統計の作成・点検体系の構築（統計庁、女性家族省、各省庁、市・道） - 各省庁、地方自治体による国家承認統計の性別区分の有無を点検 - ジェンダー統計の作成及び活用案内書の普及 ○ [新規] 中央省庁及び地方自治団体のジェンダー統計刊行物の発行及びウェブサービスの提供（各省庁、市・道） - 中央省庁別にジェンダー統計報告書を発行し、該当政策分野の性別現況と両性平等の水準についての情報を提供 - 広域及び基礎地方自治団体においてジェンダー統計報告書を発行し、地域の両性平等の水準と特性についての情報を提供

出所）女性家族省（2012）、第4次女性政策基本計画（2013～2017）、119頁

統計庁の2013年国家統計開発・改善計画の課題別説明書には、女性家族省が提出した「ジェンダー統計改善」の自主業務計画がある。この計画に示された課題の内容は、第一に各機関のジェンダー統計作成現況の点検・改善の推進、第二にジェンダー統計活性化のための業務協議体（統計庁との）の継続的運営、第三にジェンダー統計の理解度向上のための教育実施があり、2013年所要予算は4千7百万ウォンである*1。

2.3 統計法

女性発展基本法にジェンダー統計の作成と普及が明示され、それなりに活発に政策が実施されていたが、根本的な部分で限界があった。第一に、国家統計の主務省庁は統計庁であり、すべての国家統計のジェンダー的改善を女性家族省が直接実施するには力不足であった。第二に、韓国の統計制度が分散型であり、統計庁以外にも保健福祉省や労働省等において多くの統計が作成されていることから、これらの省庁が作成している統計のジェンダー的改善に女性家族省が直接介入するには無理があった。

2007年に、統計庁が国家統計システムの改善のために統計法の全文改正法律案を推進する過程において、ジェンダー統計の作成と改善の根拠となる条項を入れた。すなわち、統計法第18条に、国家統計を新規作成する際にはすべての個別統計において性別区分を行うことが規定された。

このような統計法の改正は、ジェンダー統計政策に大きな変化をもたらす契機となった。最も大きな変化は、ジェンダー統計の担当省庁に女性家族省とともに統計庁が含まれたということである。

表3 統計法第18条

第4章 統計の作成・普及及び利用 第1節 統計の作成 第18条（統計作成の承認）①統計作成機関の長は、新規統計を作成しようとする場合、その名称、種類、目的、調査対象、調査方法、調査事項の性別区分等、大統領令の定める事項に関して事前に統計庁長の承認を得なければならない。承認を得た事項を変更する場合や承認を得た統計の作成を中止しようとする場合も同様である。
--

2007年の統計法改正により性別統計の作成根拠が設けられたので、関連統計法の改正ができた。2010年3月の一部改正における統計法第6条（統計責任官の指定及び運営）は、統計責任官の事務の一つとして性別統計の作成及び普及に関する事務を規定している。すなわち、ジェンダー統計が各機関の統計責任官の責任の下に作成されるよう、統計法が改正された。

表4 統計法第6条

第6条（統計責任官の指定及び運営）①統計作成機関の長は、所管の統計の作成・普及及び利用に関して次の各号の事務を総括させるために、所属職員の中から統計責任官を指定して運営しなければならない。この場合、指定対象者の範囲は大統領令で定める。（2010年3月31日改正） 1. 統計作成機関及び所属機関の統計業務の総合・調整及び品質管理に関する事務 2. 他の統計作成機関との協力に関する事務 3. 統計中に自然人が含まれる場合、性別で区分した性別統計の作成及び普及に関する事務（以下省略）
--

女性発展基本法と統計法第18条、第6条を比較してみると次のような違いがある。第一に、法の所管省庁の違いである。女性発展基本法は女性家族省が所管省庁であることから、他の省庁に影響力を及ぼすには限界がある。統計法は統計主務省庁である統計庁が管掌する法であり、他の省庁の統計作成にも影響を及ぼすことができ、その影響力が拡大したとみなすことができる。第二に、女性発展基本法は行為者を「国家及び地方自治団体」としているが、統計法は「統計作成機関の長」と明示している。「国家及び地方自治団体」は組織であって具体的に行為者が明示されておらず、国家統計を作成する機関が「国家及び地方自治団体」以外の場合には除外される可能性がある。一方、「統計作成機関の長」、「統計責任官」は個人であるのでその行為者が明白であり、国家統計を作成するすべての機関を含めることができる。第三に、女性発展基本法は、「人的統計を作成する場合」が統計作成のどの段階なのか明らかでない。統計を作成するというのは、統計を新しく作成することから既存の統計を再分析することまでのすべてに該当するからである。一方統計法は、新しい統計を作成する際に調査事項に性別区分を入れることと、より具体的に明示している。このような比較を整理すると次のとおりとなる^{*2}。

表5 統計法と女性発展基本法の性別統計作成関連条項の比較

区分	女性発展基本法第13条	統計法	
		第18条（統計作成の承認）	第6条（統計責任官の指定及び運営）
所管省庁	女性家族省	統計庁	統計庁
行為者	国家及び地方自治団体	統計作成機関の長	統計責任官
適用範囲	人的統計を作成するすべての統計	新規統計の作成と承認の変更	統計中に自然人が含まれるすべての統計

新規統計に限ってではあるが、統計法にジェンダー統計が新しく追加されたことは、二つの点で意義がある。第一に、これまでのジェンダー統計が主に使用者の立場から既存の統計を再分析・再編集して普及したものであったが、今後は作成過程に直接ジェンダー的観点を導入することができるようになったという点である。第二に、ジェンダー統計を作成してきたとはいえ、これまで女性家族省や女性政策研究院等の女性関連組織が作成してきたジェンダー統計は、「家族実態調査」、「女性就業実態調査」等女性に関連した特別な主題に限られていた。しかし、これからは一般的な社会的な主題に関連したすべての統計をジェンダー的に改善することが可能となり、ジェンダー統計の作成範囲が拡充する可能性が高まった。より巨視的にみるならば、統計庁への集中化傾向はジェンダー統計の改善をより効率的にすることができる環境への変化であるとみなすことができる。

2.4 国家統計発展基本計画

統計庁が去る10月に発表した第1次国家統計発展（2013年～2017年）基本計画の樹立目的は、新政府の主要政策に支障をきたさないよう支えるというものであり、二つの主要方向が提示されている。第一に、雇用中心の創造経済や個別対応型の雇用・福祉等、主要国政課題を支える時宜に合った統計開発・改善計画の樹立であり、第二に統計作成機関間の協力による統計資料の公開・共有の拡大と行政資料活用の強化等、統計制度改善の併行である^{*3}。

本基本計画におけるジェンダー統計関連の内容は、第一の重点推進方向である国家統計の開発・改善の箇所に示されている。政策対象別統計の強化において女性政策の必要の調査の開発について言及しており、分野別の主要な統計の開発と改善課題のリストの女性・家族分野において、キャリア断絶女性等の経済活動調査、国際結婚調査等15種を扱っている^{*4}。

本基本計画で見たように、統計庁はジェンダー統計をすべての統計に適用するという観点で扱っているわけではなく、仕事と家庭の両立に関する統計、性暴力に関する統計等、政府の主要政策と直接関連する統計にその関心を限定している。今後のジェンダー統計の発展のためには、このような女性家族省以外の他省庁におけるジェンダー的観点の欠如を解決しなければならないであろう。

*1 2013 年国家統計開発・改善計画課題別説明書、117～118 頁。

*2 ムン・ユギョン「改正統計法とジェンダー統計作成の環境変化」；韓国女性政策研究院『韓国ジェンダー統計の新しいビジョン』、2007 年、18 頁；ジュ・ジェソン「国家承認統計の性別区分現況と改善策」；2012 年統計学会発表資料、2012 年。

*3 統計庁、「第 1 次国家統計発展（2013 年～2017 年）基本計画」、2013 年、1 頁。

*4 同上、7 頁。

2 地方公共団体の男女共同参画統計活動（市区編） ⑬豊田市

「DVのない社会をつくるために：平成 24 年度日常生活における男女の意識と実態に関する調査結果」 とよた男女共同参画センター・キラッ☆とよた 澤田 亜紀

1. 調査の目的

豊田市では、現行の豊田市 DV 対策基本計画を改定するにあたり意識調査を実施しました。人権の尊重は、男女共同参画を進めていくためには最も基本的なことです。だれもが人として尊重され、性別による差別を受けることなく個人の能力を発揮できなくてはなりません。配偶者や親密なパートナーからの暴力は、人権を侵害する大きな課題となっています。市民のジェンダー意識や暴力の被害、並びに相談の実態を把握し、今後の施策展開の基礎とすることを目的として実施したものです。

2. 調査の設計

- (1) 対象 豊田市在住の 20 歳以上の男女各 1,500 人
- (2) 調査時期 平成 24 年 8 月 23 日～9 月 20 日／完成 平成 25 年 3 月
- (3) 有効回収数 1,271 件（有効回収率 42.4%）

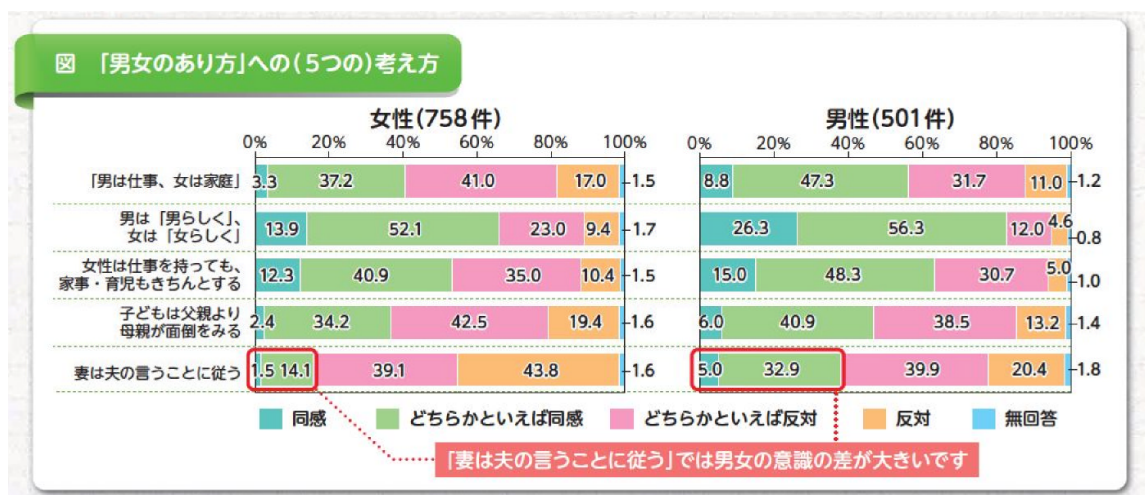
3. 作成にあたって

前回調査を平成 19 年度に実施しています。内閣府が実施した平成 23 年度の全国調査の結果との比較できるようにし、デート DV の実態等についても今回の意識調査の項目に取り入れました。

4. 調査の結果から

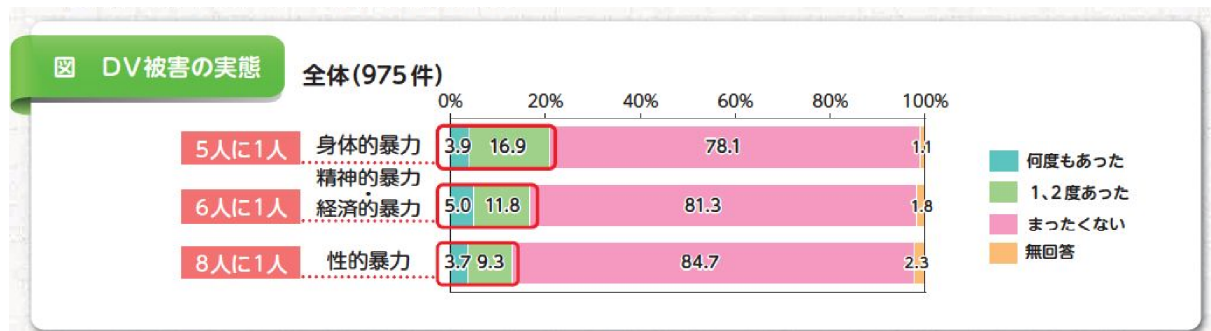
- (1) 豊田市では、「男女のあり方」への考え方は、女性と男性で差があります

固定的な性別役割分担意識、あるいはジェンダー意識にとらわれがちであることを示しており、どの考え方も男性のほうが「同感」と回答した割合が多くなっていました。



(2) DVの被害状況 約5人に一人は配偶者から身体的暴力を受けています

今回の調査結果から市民の5人に1人が身体的暴力を受けたことがあると回答しています。また精神的暴力・経済的暴力は6人に1人、性的暴力は8人に1人が受けたことがあると回答しました。前回及び全国との比較した場合、少ない状況ではありましたが、暴力の重複状況を見てみると多くの被害者は複数の暴力を受けている結果でした。男性が女性に暴力を振るう背景の1つとしてジェンダー意識が影響している可能性があるといわれています。

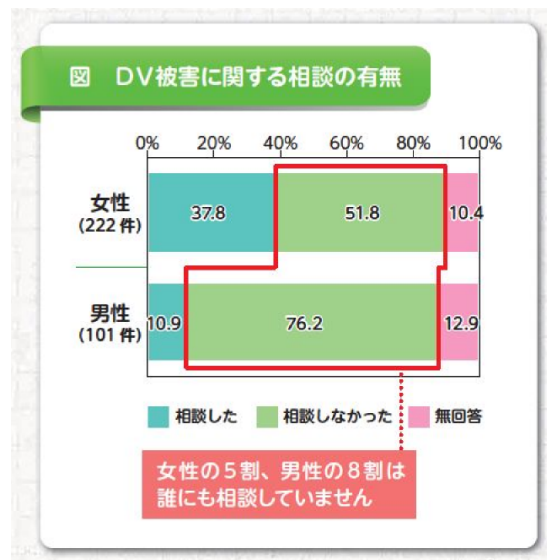


(3) DV被害のうち「女性の5割、男性の8割」が誰にも相談していません

自分が悪いと考えたり、我慢してしまう人が多いようです。相談しない理由として「自分さえ我慢すればと思ったから」「家族に心配かけたくないから」など1人で問題を抱えてしまう傾向があるようです。

(4) 女性のうち約1割が、10歳代、20歳代の時にデートDVの被害を受けています

10歳代、20歳代の時に交際経験があった人に暴力を受けた経験を尋ねたところ、女性では、約1割の人が被害を受けたことがあると回答していました。これらの対策の1つとしては、高校生や大学生など若い世代への啓発が必要といえます。



5. 本報告書の活用と今後の予定

今回調査については、今後策定するDV対策基本計画の基礎資料とするとともに、結果から把握した主要課題についてどう取り組むかを検討していきます。調査結果は、市民向け等にわかりやすく抜粋版を作成し、豊田市の実態を説明する資料として配布しています。また、ホームページでも概要版をご覧ください。

<http://www.hm4.aitai.ne.jp/~clover/plan/plan.htm>

3 地方公共団体の男女共同参画統計活動(都道府県編) ⑭熊本県

『平成25年度版 熊本県男女共同参画年次報告書』について

熊本県環境生活部県民生活局男女参画・協働推進課 野白 三郎

1. 年次報告書の概要について

熊本県では、「熊本県男女共同参画推進条例」に基づく年次報告書として、熊本県の男女共同参画社会の形成の状況や施策の実施状況を取りまとめ、「熊本県男女共同参画年次報告書」(以下、「年次報告書」と記載)として、毎年度公表しています。

本年次報告書は、450 部作成し関係機関に配布しているほか、熊本県のホームページにも掲載しています。

<http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/134/25danjyonenjihoukoku.html>

2. 年次報告書の内容について

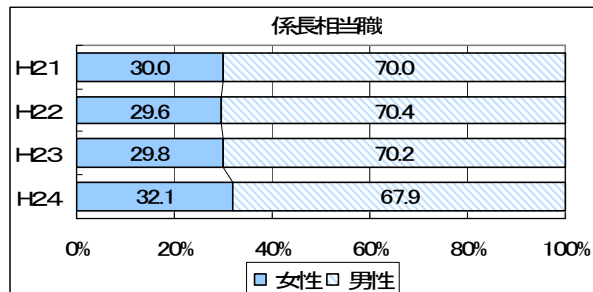
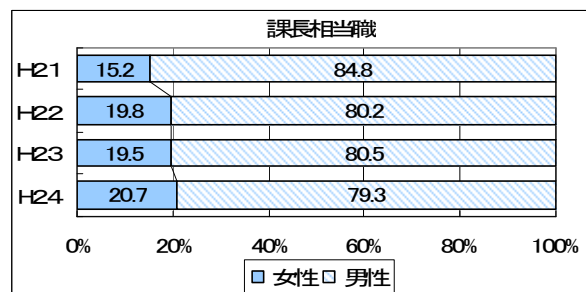
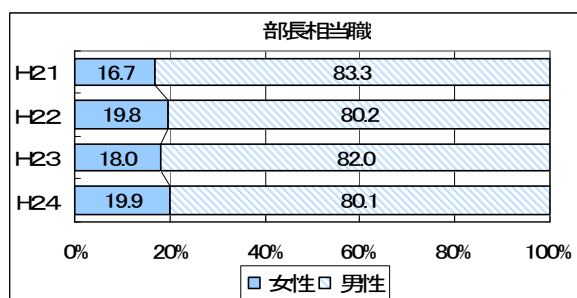
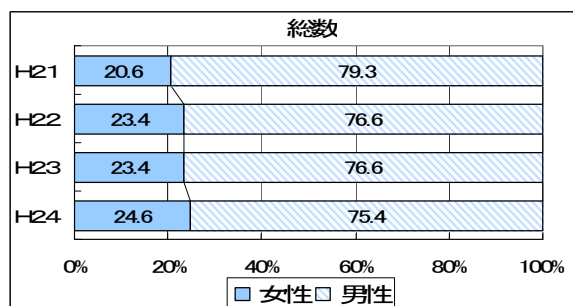
本書の構成としては、現状と課題、施策、市町村等の取組み状況と大きく3つに分れています。

(1) 熊本県における男女共同参画社会づくりの状況

熊本県の人口や人口構成等、熊本県男女共同参画計画（ハーモニープランくまもと 21）の5つの重点目標ごとの現状を記載しています。

- ①男女共同参画の視点に立った意識の改革
- ②人権の尊重と健康に配慮した社会づくり
- ③さまざまな分野における男女共同参画の推進
- ④仕事と生活の調和が図れる環境づくり
- ⑤推進体制の充実・連携強化

この中で、さまざまなグラフや図表を掲載していますが、今回は安倍政権下で脚光を浴びている、企業における女性の社会参画について、本県の現状を紹介します。



熊本県労働雇用課「熊本県労働条件等実態調査」

上記グラフは、本県の事業所における管理職の職階別男女割合です。これによると、県内事業所における管理職に占める女性の割合は、全体で24.6%となり、前年から1.2ポイント増加しました。部長及び課長、係長相当職のすべての項目において女性の割合は、増加しています。

一般的に熊本県は男尊女卑の風土と云われています。しかしながら、明治期のころから、高群逸枝や矢島楯子など「肥後の猛婦」を輩出しています。全国的にも、国勢調査のデータによれば、女性の管理職登用率は十指に入っており、女性の社会参画が連綿と受け継がれているものと思われます。

(2) 熊本県が実施した男女共同参画施策の実施状況

ここでは、施策評価や本県で実施されている男女共同参画推進の取組みを掲載しています。評価対象は、本県計画を実効性のあるアクションプランとするため、前述した重点目標毎に設定した成果目標の30項目34指標とし、その進捗状況を取りまとめ、27年度目標値と比較しての評価を行っています。

重 点 目 標	評 価			
	 目標値に近づ いています	 計 画 策 定 時と同じ	 目標値から遠 のいています	 実績値なし
1 男女共同参画の視点に立った意識の改革	3	0	1	1
2 人権の尊重と健康に配慮した社会づくり	6	0	1	1
3 さまざまな分野における男女共同参画の推進	10	1	1	0
4 仕事と生活の調和が図れる環境づくり	4	0	3	0
5 推進体制の充実・連携強化	1	0	1	0
合 計	24 (70.6%)	1 (2.9%)	7 (20.6%)	2 (5.9%)

(3) 市町村・男女共同参画社会づくりをめざす団体・事業所の取組状況

ここでは、市町村や女性団体、さらには本県で実施している表彰制度の受賞企業等を掲載しています。

3. おわりに

以上、本県の男女共同参画年次報告書を紹介しました。本書は、平成16年度から毎年度作成していますが、年々掲載内容が多くなり、平成24年度からは、各施策の取組状況は県庁ホームページにのみ掲載する状況となっています。

熊本県男女共同参画計画に基づき、様々な施策を実施していますが、平成25年度においては新たに若者に対する啓発事業として、大学コンソーシアムと連携をとり、大学生の意識調査やフォーラムを実施しました。その調査の中では、「男は仕事、女は家事」といった、いわゆる「固定的性別役割分担意識」が男子学生に根強いといった結果が出ました。教育関係では小中高生徒対象に啓発を継続的に行っていますが、更なる啓発が必要と強く思っている次第です。

4 『2013年版世界ジェンダー格差報告書』

事務局

世界経済フォーラムから10月25日（ちょうどこのニュースレターの前号の配布日）に、2013年版の『世界ジェンダー格差報告書』*The Global Gender Gap Report 2013* が発行された。

<http://www.weforum.org/reports/global-gender-gap-report-2013>

報告書は、目次・序文（→p.v）＋第1部：世界のジェンダー格差の測定－説明文（→p.38と付録→p.99）＋第2部：各国のプロファイル（p.101→p.381＋執筆者＋協賛企業等＋奥付け→p.390）からなる。表紙は右の通りである。このフォーラムのウェブサイトから、この格差報告書の「報道向け発表」日本語版（各国語版で異なるところがある）の一部と、本文の日本に関する叙述の一部を翻訳紹介する。



The Global Gender Gap Report 2013



1. 報道向け発表（日本語版）の転載紹介

報道向け発表用として用意された8言語文は、幾つか内容が異なる。アジア・太平洋地区の順位表を示している日本語版を以下に転載する。日本についての叙述部分を本事務局が赤字にした。

アジア・太平洋地域では経済的男女格差解消への取り組み進まず

- 国際男女格差レポート2013によると、アジア・太平洋地域の男女の経済的格差の縮小は56%にとどまり、中近東及び北アフリカ諸国を除く世界全地域と比較すると遅れが見られる。
- フィリピンはアジア・太平洋地域で最も男女格差解消の取り組みが進んでおり、世界全体でも第5位。一方、中国は69位、**日本105位**、韓国は111位。
- 男女格差の小さい国は、アイスランドが第1位、次いでフィンランド、ノルウェー、スウェーデンの順。
- 136カ国の順位、**ビデオ**、**インフォグラフィック**など**レポートの全文**はここからダウンロードできます。

2013年10月25日 スイス、ジュネーブ『国際男女格差レポート2013』によると、アジア・太平洋地域での男女間の格差は67%も縮小されているものの、経済的平等という点ではわずか56%にとどまり、中近東及び北アフリカ諸国を除く世界の全ての地域と比較すると後れを取っていることが明らかになりました。

今回が8回目となる国際男女格差レポートでは、136カ国を対象として、男女格差を縮小する能力について、経済的平等、政治参加、健康と生存、教育機会という4つの分野でランキングを行いました。フィリピンは、アジア・太平洋地域では最も目覚ましい進展を続けており、世界全体でも第5位となっています。フィリピンでの男女格差の改善は、レポートのサブ指数である、経済活動への参加と機会が向上したほか、政治参加に関しても高いスコアを示していることの表れです。

アジアのその他の地域に目を向けると、中国は全体的にスコアが向上した結果、第69位になりました。**日本は前回よりも順位を4つ下げ、第105位でした。これは、女性議員が減少したことにより、経済活動への参加と機会でのスコア向上が目立たなくなったことが主な原因です。**韓国も順位を3つ下げて第111位となりました。韓国の場合は、労働人口の減少と、賃金平等に対する認識が十分ではないことが主な原因となっています。

レポートによると、アイスランドが、最も男女が平等に近い国として5年連続の世界第1位となりました。以下、フィンランド(第2位)、ノルウェー(第3位)、スウェーデン(第4位)でも、いずれも男女格差が80%以上も縮小しています。ドイツは、G20加盟国ではトップとなる第14位ですが、2012年からは順位を1つ落としています。新興市場諸国で最も順位が高かったのは南アフリカ共和国の第17位でした。ロシア(61位)、ブラジル(62位)がこれに続いた一方、中国は69位、インドは101位と、BRICSの中ではアジア2カ国が下位に沈みました。

アジア・太平洋地区			
トップ 10	2013	2012	
フィリピン	5	8	↑
ニュージーランド	7	6	↓
オーストラリア	24	25	↑
モンゴル	33	44	↑
スリランカ	55	39	↓
シンガポール	58	55	↓
ラオス	60	—	—
タイ	65	65	→
中国	69	69	→
ベトナム	73	66	↓

2. 報告書での日本についての叙述：図と説明文

▽本文では、指数の作成方法に関する簡単な説明の後に、対象国として、2012年の135カ国からデータの不足でガンビアと東チモールが除かれて133カ国がとりあげられた。その後で、全対象国の指数表(p.6-16)とともに、世界的パターン(p.7-)、地域傾向(p.16)とトップ10(p.16-)から地域別分析が図をはさんであり、時系列(p.25)、結論(p.38-39)となっている。

▽地域別分析の**アジア・太平洋**での日本についての叙述をみる。1.日本語版で示した10カ国の次に、バングラデシュ(75)、ブルネイ・ダルサラーム(88)、ブータン(93)、モルディブ(97)、インド(101)、マレーシア(102)、カンボジア(104)があり、日本(105)である。アジアで

18 位にあたる。日本の後に、韓国（111）、フィジー（117）、ネパール（121）、イラン（130）、パキスタン（135）である。

▽インド、マレーシア、カンボジアが点と順位の上昇があったことを述べたあと、日本については「一方で、日本は、教育達成と政治的エンパワメントの部分指数の両方でジェンダー格差を拡大したことを反映して、順位を4つ落とした。これは、主として女性議員の割合が11%から8%に低下したことと、初等教育のデータの欠如による。」と述べている。初等教育就学率データの欠如があったと p.6 右欄でも言っているが、これらデータは国内にはある。こういったデータ欠如で順位が左右されるのは、国際機関が発表するデータに依拠しており、

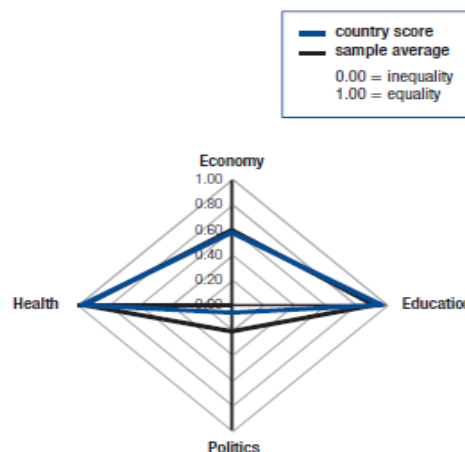


図 経済・教育・政治・保健レーダーチャート

教育統計については UNESCO のデータに日本が欠けていたのであろうか。そして経済フォーラム自体は、データ源とその品質の検討を自らはおこなわず、点数・指数・ランキングを発表して世界的ニュースになっている。この報告書の弱点の1つとして留意するべきである。

▽第2部、国別プロフィールは、各国を見開き2ページで、○「主要人口・経済指標」、○「ジェンダー格差部分指数」、○「2005~2013年の部分指数、総合指数、各順位の変化」、○「追加データ：▼教育・技術、▼結婚と出産、▼育児エコシステム」の数値表によって示している。解説はない。

【なお、経済統計学会ジェンダー統計研究部会 NL.No.30 により詳しい紹介とコメントがある。】

5 国連統計部『女性に対する暴力に関する統計生産のガイドライン：統計調査』を公表（2013年9月） 事務局

国連統計部が2013年9月9日ウェブサイトに、女性に対する暴力（以下 VAW: Violence against Women と略記）に関する文書 *Guideline for Producing Statistics on Violence against Women* を発表した。http://unstats.un.org/unsd/gender/docs/guidelines_VAW.pdf その後、国連文書のフォーマットに整えられて、ST/ESA/STAT/SER.F (Sales No.E.13.XVII.7) として年末に出版された。これを紹介し、コメントする。

構成 viii+236 ページにわたるこの文書は以下の構成をとる。【 】内は序文の説明。

序

第I章：女性に対する暴力の統計調査の役割：【VAWの標本調査の必要と基本特徴】

第II章：女性に対する暴力の概念と定義：【VAWの概念と定義とデータ収集要請の概略】

第III章：女性に対する暴力に関する調査の計画：【VAW調査の計画の諸ステップ】

第IV章：調査票のデザイン：【質問の語句をふくむ調査票設計】

第V章：調査の実施：【調査員の訓練、倫理問題や品質管理を含む VAW 調査の実施】

第VI章：データ処理と分析【データ処理、分析、配布に関するガイダンス】

付録I：国際条約と法律文書/ II：女性に対する暴力の統計の他の出所/ III：2000年以降に女性に対する暴力調査を実施した主要国/ IV：公衆へのキャンペーンの例：イタリアでの暴力防止/ V：女性に対する暴力の主要な調査のデザイン要素/ VI：推薦する製表/ VII：モデル調査票 / VIII：追加トピックの調査質問のグッドプラクティス

内容 序と、時間を要した指標等に関わる第II章の一部だけを紹介する。

序：○1993年の女性に対する暴力の廃絶宣言以降、信頼できるデータが決定的に求められてき

た。○多様な VAW を受けた女性の数、短長期の影響、特に犠牲になりやすい女性の特徴、援助や司法の対応を求める際の障碍、援助を求める女性への健康的・社会的サービス等に関する情報が政策立案者や活動家にとって必要。○情報や統計は様々な出所から獲得でき、保健、犯罪・司法機関、社会的業務、法的援助業務、シェルター・避難所等の行政の出所があるが、ここからの統計は副産物であり、その正確性は記録の完全性や定義や規則の一貫性に依存するし、人口全体で起きた VAW の広がり の推定を提供しない。○人口ベースの調査を、品質と倫理を考慮してうまく行えば、VAW の広がり の推定値の最善の出所である。○70 を超える国で調査が実施され、国レベルの調査は少なくとも 40 あるが、データのない国があり、データがあっても違う状況や過去との比較可能性がない。これらは VAW 統計の収集・処理・分析の改善と標準化の重要性を示す。本書は国家統計機関に対するガイドである。

第Ⅱ章：○定義を、宣言からの引用で、VAW とは「女性にとって、身体的、性的、精神的な害あるいは苦痛をもたらすか、もたらす可能性があるジェンダーに基づくあらゆる行為で、公的生活あるいは私的生活のいずれにおいてであれなされたそういった行為の脅し、強制あるいは自由の勝手な剥奪、をふくむ」とし、北京女性会議からも引用している。

○【以下の諸点に関するより詳細な説明がある】○推薦する 4 つの中核的トピックス：●身体的暴力、●性的暴力、●精神的暴力、●経済的暴力 13 つの選択できるトピックス：●女性性器切除、●VAW に対する意見、●当局への通報/支援の求め。○これらには、以下がつけ加えられる。暴力のひどさ、被害者と加害者の関係、暴力の頻度（過去 1 年、これまでの生涯で）、暴力の場所、○同じく、回答者の属性：婚姻関係、年齢、初婚年齢、学歴と識字、経済活動での地位、住所、エスニシティ、宗教、言語。

コメント このガイドラインに先立って VAW 問題の会議や諸報告では、VAW の統計データや情報の必要項目や入手方法等がかなり語られており、このガイドラインの関連会議の論議は公表されている。このガイドラインは、VAW の統計を持たない国、途上国を主として念頭において作成されている。国際標準化のために、データへの詳細な要求は捨象されている。日本にひきつけられ、ガイドラインが求める人口・世帯調査による実施とより立ち入った調査項目を、ガイドライン以前の諸論議を参考にして検討するべきだろう。

6 2014 年（45 会期）国連統計委員会への「ジェンダー統計」報告 事務局

▼ 3 月 4 ～ 7 日に開催される第 45 会期（2014 年）の国連統計委員会向けの事務総長報告（E/CN.3/2014/18）が 2013 年 12 月 9 日に発表されている。ジェンダー統計は、国際的な統計活動のセンターの位置にある国連統計委員会で継続的に取り上げられるようになっている。国際統計のレベルではジェンダー統計は主流化に近いところまで来たと言えようか。

▼ 報告書は、I：序 /II：ジェンダー統計指標の最小限セットのオンライン配布 /III：ジェンダー平等のための証拠とデータのイニシャチブ、/IV：マニュアル・ガイドライン・分類の開発、/V：ジェンダー統計での能力強化、/VI：ジェンダー統計機関間・専門家グループ（IAEG-GS：Inter-Agencies and Expert Group on Gender Statistics）第 7 回会合と新しい問題の助言グループ会合、/VII：今後の課題、からなる本文 8 ページと、付録：ジェンダー統計指標の最小限セット：表 1：分野別ジェンダー統計指標リスト、表 2：分野別国の規範に関連する統計指標リスト、からなる 4 ページ、合計 12 ページの、年次活動報告である。以下で簡単に紹介する。

▼ II－2012 年に IAEG は 3 つの層に属する 52 の数量的指標と規範や法律をとりあげた 11 の質的指標を、ジェンダーに関する最小限指標セットと認定し、2013 年に国連統計委員会もこれを諸国のガイドとして同意した。この最小限指標セットをさらに改善しながら、一部を国連統計部のウェブサイト（国連統計部→左端欄 gender statistics→Data (Minimum Set of Gender Indicators)）に公開しはじめた。サイトは 1 月末時点で、質的指標に関してだけ担当責任国際機関と各国出所を示す

表を提示している。報告書は付録に表1, 2としてこの指標セットを掲載している。

▼Ⅲ－「ジェンダー平等のための証拠とデータ」イニシャチブは、国連統計部と UN Women が共同で立ち上げたプロジェクトで、教育・雇用・保健・起業・資産に関して国際比較可能なジェンダー指標を作成しようとして 2013-15 年期間で作業を進めている

▼Ⅳ－国連統計部は、①*Gender Statistics Manual: Integrating a gender perspective into statistics, Guidelines for Producing Statistics on Violence against Women: Statistical Surveys*,を仕上げてサイトに提示した。また②*International Classification of Activities for Time Use Statistics*の最終仕上げにかかっている。

▼Ⅴ－2013年に統計部は適格的で正確なジェンダー統計を生産するための国の統計専門家の能力を強化する2つの地域ワークショップを開いた。

▼Ⅵ－IAEG-GSへの助言グループの会議(9月11日)は、上記IAEG-GSの委託条項、上記の*Guideline*や指標の最小限セット等を検討した。第7回IAEG-GS(9月12-13日)は、最小限指標セットや助言グループの活動を討議し、UNESCOからのメンバーへの加入の要請を注記し、2014年11月2-5日にメキシコで開催される第5回世界ジェンダー統計フォーラムの準備を論議した。会議はまた年次活動計画に同意した。

▼Ⅶ－ジェンダー指標の最小限セットのオンラインの公表、「証拠とデータ」イニシャチブの活動、地域ワークショップ、『世界の女性－北京以降の傾向と統計 2015』の準備、生活時間分類の仕上げ、メキシコでの第8回IAEG-GS会議と第5回世界ジェンダー統計フォーラム等。

7 男女共同参画統計に関する行事など(2013年1月～)

【行事等に関する情報を事務局にご連絡ください。編集委員会で検討の上掲載いたします】

月	日本	国際
2013年		
1		31: 第7回IAEG-GS
2		26-3.1: 第44会期(2013年)国連統計委員会、ジェンダー統計に関する報告書
6	21: 平成25年版男女共同参画白書を閣議決定・公表	
8	22-24: NVECフォーラム(国立女性教育会館)	
9	13-14: 経済統計学会全国研究大会ジェンダー統計セッション(静岡)	
2014年		
3	第Ⅱ期統計基本計画(2014-2018)制定	4-7: 第45会期(2014年)国連統計委員会、ジェンダー統計に関する報告書 19-21: UNECE Work Session on gender statistics
9	11-12: 経済統計学会全国研究大会ジェンダー統計セッション(京都)	
11		3-5: 第5回世界ジェンダー統計フォーラム。アグアスカリエンテス、メキシコ/ISEG-GS

編集後記

今号は、韓国女性政策研究院より、韓国のジェンダー統計についてご寄稿いただきました。次号では刊行物と普及状況についてお伝えいたしますので、ご期待ください。地方の男女共同参画統計活動は、豊田市と熊本県から報告いただき、また国連の動きについて2本の記事を掲載しました。今号の記事あるいは本ニュースレターへのご意見やご感想をお待ちしております。

「NVEC 男女共同参画統計ニュースレター」No.14 2014.2.26

事務局 独立行政法人国立女性教育会館:

〒355-0292 埼玉県比企郡嵐山町菅谷728番地 E-mail infodiv@nwec.jp